

神津島空港

A 2－B C P

2 0 2 0 年 9 月

東京都神津島港湾空港管理事務所

[illegible]

目次

はじめに.....	- 1 -
第1章 被害想定.....	- 1 -
(1) 地震.....	- 1 -
(2) 津波.....	- 1 -
(3) 悪天候等.....	- 1 -
第2章 統括的災害マネジメントに向けた目標設定.....	- 2 -
(1) すべての空港利用者の安全安心の確保.....	- 2 -
(2) 空港施設の早期復旧.....	- 2 -
第3章 総合対策本部「A2-HQ」の設置.....	- 2 -
(1) 「A2-HQ」の設置.....	- 2 -
(2) 「A2-HQ」の構成.....	- 3 -
(3) 「A2-HQ」の役割.....	- 3 -
第4章 全ての空港において策定すべき計画.....	- 4 -
(1) B-Plan (Basic Plan : 基本計画)	- 4 -
B-1 滞留者対応計画.....	- 4 -
B-2 早期復旧計画.....	- 6 -
(2) S-Plan (Specific-functional Plan : 機能別の喪失時対応計画) ...	- 8 -
S-1 電力供給機能.....	- 8 -
S-2 通信機能.....	- 9 -
S-3 上水道機能.....	- 10 -
S-4 航空燃料供給機能.....	- 11 -
S-5 空港アクセス機能.....	- 11 -
第5章 外部機関との連携.....	- 13 -
第6章 情報発信.....	- 13 -
(1) 整理すべき情報と担当機関.....	- 13 -
(2) 情報の集約と発信.....	- 13 -
第7章 訓練計画.....	- 13 -
(1) 訓練の実施.....	- 13 -
(2) 点検の実施.....	- 14 -
第8章 各施設の担当部署と技術者の配置状況.....	- 14 -

はじめに

「A 2－B C P」は、空港利用者等の安全・安心の確保を目的とした「滞留者対応計画」と、航空ネットワークの維持を目的とした空港の「早期復旧計画」等からなる基本計画（B（Basic）－Plan）に加えて、これまで経験したことのないレベルの自然災害等にも対応できるように、電力や通信、上水道といった機能の喪失時等への対応も考慮した機能別対応計画等の計画（S（Specific-functional）－Plan）も併せて策定している。

今後、実効性のある「A 2－B C P」の策定や見直しが、訓練等を通じて意識を高め、自然災害の発生時には関係者が一体となって迅速に対応することで、自然災害に強い航空ネットワークの構築につなげていく。

第 1 章 被害想定

（１）地震

ア 想定規模

「神津島村地域防災計画」による南海トラフ地震（マグニチュード 8.0：震度 6 弱）とする。

イ 被害状況

空港施設について次の被害を想定

- ・旅客ターミナルビルは、鉄骨躯体などの構造部材は無事である一方、窓ガラス、天井板等非構造部材の一部に被害が発生
- ・滑走路、誘導路等の基本施設は、舗装面に応急補修が必要なクラックが発生
場周柵の一部が損傷
航空灯火の内、進入角指示灯が一部変位
- ・旅客ターミナルビル内に滞留者が 50 人発生
- ・商用電力の供給が停止、村水道施設の被災により上水の供給が停止、通信は携帯電話の通話が規制
- ・空港へのアクセス道路（都道）の一部が通行不能

（２）津波

ア 想定規模

「神津島村地域防災計画」による南海トラフ地震（マグニチュード 8.0：震度 6 弱）とする。

イ 被害状況

神津島村地域防災計画の被害想定において、神津島空港は想定される津波浸水域には含まれないことから、浸水による被害はないものと想定。

（３）悪天候等

ア 想定規模

- ・大雨：時間雨量 90mm 以上、または 24 時間雨量 400mm 以上を観測
- ・台風：瞬間最大風速 50m/s、暴風域 5 時間継続
- ・降灰：火山の噴火により滑走路、誘導路等に降灰が約 1 mm 堆積

イ 被害状況

- ・旅客ターミナルビルは、大きな被害なし
- ・降灰により航空機が離着陸不能、航空灯火が一部損傷
- ・空港へのアクセス道路及び都道の一部が通行不能
- ・商用電力の供給が停止、村水道施設の被災により上水の供給が停止、通信は携帯電話の通話が規制

第2章 統括的災害マネジメントに向けた目標設定

(1) すべての空港利用者の安全安心の確保

自然災害発生後 72 時間を目標として空港関係者が一体となって、想定される航空旅客をはじめとした空港利用者の安全確保を図る。

(2) 空港施設の早期復旧

気象警報等が発表されていればその解除後、復旧作業が開始でき次第、72 時間以内に民間航空機の離着陸が可能となる状態まで滑走路や旅客ターミナルビル等、最低限必要となる空港施設を復旧させる。

第3章 総合対策本部「A2-HQ」の設置

(1) 「A2-HQ」の設置

神津島空港においては、以下の設置基準に達する自然災害が発生した場合において、「A2-HQ」を設置する。「A2-HQ」事務局は神津島港湾空港管理事務所が担うこととし、設置場所は神津島港湾空港管理事務所内会議室とする。なお、各構成員間の情報共有（本部招集時の連絡手段含む）については、原則として電子メールを使用するものとする。

「A2-HQ」設置基準

ア 地震

神津島で震度「6 弱」以上の地震が発生した場合

イ 悪天候等

飛行場警報または特別警報が発表された場合

「非常に強い」台風等が神津島空港に大きな影響を及ぼす可能性がある場合

ウ その他

上記ア及びイに関わらず、自然災害の発生が予見され、かつ、空港の機能維持・復旧等について関係者との統括的な調整が必要と総合対策本部長が判断した場合

(2) 「A2-HQ」の構成

「A2-HQ」の構成は別表1のとおりで、本部長を大島支庁長、副本部長を大島支庁港湾課長とする。

現場の意思決定者は本部長とし、副本部長は本部長を補佐する。なお、本部長不在の場合の代行順位は、①大島支庁港湾課長、②神津島港湾空港管理事務所長、③その他の指定された管理事務所職員とする。

(3) 「A2-HQ」の役割

「A2-HQ」は、主に以下の事項を行うものとする。

- ア 自然災害やその被害、加えて復旧状況等に関する情報の一元的な収集・共有、記録・整理、関係者への発信
- イ 被災状況に基づく対応方針の決定
- ウ 決定事項に基づく関係機関への要請
- エ 空港施設や空港アクセス等の被災・復旧状況に応じた外部機関への各種要請

第4章 全ての空港において策定すべき計画

(1) B-Plan (Basic Plan: 基本計画)

B-1 滞留者対応計画

ア 被害想定

- ・地震の発生により、空港へのアクセス道路が通行不能となり、航空旅客等の滞留者が50人発生。
- ・滞留者が空港内に最大3時間滞在。

イ 行動目標

- ・自然災害発生後15分以内に滞留者を空港内の安全な場所に避難させ、負傷者等への対応にあたるとともに、滞留者数及び被害状況を把握する。
- ・被害情報などを速やかに集約し、関係機関や旅客へ随時発信する。
- ・自然災害発生後3時間以内に神津島村指定の避難場所等に避難させる。

ウ 役割分担

＜表1-1-1 関係機関の役割分担＞

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
神津島港湾空港管理事務所	備蓄品の準備	・関係機関からの被害情報の収集・整理 ・国土交通省東京航空局への被害状況等の連絡 ・「A2-HQ」の設置（構成員の招集） ・滞留スペースの確保 ・（必要に応じて）医療機関への支援要請	・飲料水の配布 ・空港アクセス確保に向けた協力要請・調整 ・被害情報等を関係機関へ発信 ・滞留者に村指定避難場所等の情報を提供
新中央航空(株)神津島営業所（以下、「航空会社」と表記）		・運行状況、運航への影響等を把握 ・滞留者の状況把握及び避難誘導 ・運航中の機内旅客や出発空港の旅客に対する情報提供	・旅客等に対する情報提供

<表 1－1－2 タイムテーブル>

経過時間	被災状況	対応者			
		管理事務所			航空会社
自然災害発生	道路通行止め	被害情報の収集・報告			
15 分後	滞留者 50 人 避難完了	国土交通省航空局への被害状況等の連絡 「A2-HQ」の招集	滞留スペースの確保	空港へのアクセス道路の被害状況把握	乗客の避難誘導 滞留者等状況把握 滞留スペースへの誘導
30 分後		(必要に応じ)医療機関等への支援要請	航空会社へ被害情報、復旧情報等の提供 (必要に応じ)飲料水の提供	空港へのアクセス確保に向けた協力要請・調整	滞留者へ随時被害情報、復旧情報等の提供
60 分後					
120 分後					
180 分後	滞留の解消		滞留者に村指定避難場所等への情報提供	空港へのアクセス道路の一部開通	

B-2 早期復旧計画

ア 被害想定

- ・地震の発生により滑走路等舗装面の一部にクラックが発生し、航空機の離着陸が不能
- ・航空灯火(進入角指示灯)の一部が変位

イ 行動目標

- ・自然災害発生後 1 時間以内に空港職員及び航空従事者参集
- ・自然災害発生後 24 時間以内に、回転翼機（緊急物資の輸送や広域医療搬送等）が運航可能な状態（一部運用再開）まで滑走路等空港施設を応急復旧
- ・自然災害発生後 72 時間以内に、定期便が運航可能な状態まで滑走路等の空港施設を応急復旧。

ウ 役割分担

<表 1-2-1 関係機関の役割分担>

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
神津島港湾空港管理事務所	・自然災害発生時の緊急的な運用に係る航空局等関係機関との調整 ・災害応急対策業務に係る関係事業者（建設会社等）との調整	・空港基本施設、灯火施設の被害状況の確認（緊急点検） ・「A2-HQ」の設置（構成員の招集） ・関係機関からの被害情報の収集・整理 ・国土交通省東京航空局への被害状況の報告	・空港基本施設、灯火施設の復旧（緊急修繕）
気象庁東京管区气象台 東京航空地方气象台		・所管施設・設備等の被害状況確認	・所管施設・設備等の応急復旧
航空会社		・運航状況及び運航への影響確認	・定期便の運航再開に向けた調整

＜表 1－2－2 タイムテーブル＞

経過時間	被災状況	対 応 者				
		空港管理事務所			航空会社	気象
自然災害発生	滑走路舗装面にクラック発生、進入角指示灯が変位する等により、離着陸が不能	被害情報の収集・報告	緊急点検開始（基本施設・航空灯火施設）		運航再開に向けた調整	所管施設・設備等の復旧対応
15 分後		国土交通省航空局への被害状況等の連絡 「A2－HQ」の招集	滑走路舗装面にクラック発生を確認 進入角指示灯の変位を確認			
30 分後		ノータム発出依頼（AD クローズ）		損傷施設応急修繕		
60 分後						
12 時間後						
24 時間後	緊急輸送等（一部運用再開）	ノータム発出依頼（AD クローズ解除、一部クローズ継続）		損傷施設応急修繕完了		
48 時間後						
72 時間後	定期便運用再開	ノータム発出依頼（クローズ全面解除）		損傷施設応急修繕完了（定期便の運航が可能な程度）		所管施設・設備等の復旧

(2) S-Plan (Specific-functional Plan : 機能別の喪失時対応計画)

S-1 電力供給機能

ア 被害想定

- ・地震の発生により、電柱・電線等の送電設備が被害を受け、空港施設への商用電力の供給が停止。

イ 行動目標

- ・商用電力供給の停止に伴う予備自家発電設備の自動起動を確認するとともに、運転状況を監視し、空港機能維持に最低限必要な72時間の電力を確実に確保する。

ウ 役割分担

<表2-1-1 関係機関の役割分担>

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
神津島港湾空港管理事務所	・予備自家発電設備の稼働のための十分な燃料（軽油）の確保 ・災害応急対策時の燃料供給に係る取扱事業者との調整	・ターミナルビル及び電源局舎内の受配電設備の被害状況確認 ・予備自家発電設備稼働状況の確認	・燃料（軽油）の調達 ・施設内電気設備の保護装置等再設定 ・電力会社の対応状況等情報収集

<表2-1-2 タイムテーブル>

経過時間	被災状況	対 応 者		
		神津島港湾空港管理事務所		
自然災害発生	商用電力の供給停止	予備自家発電設備稼働 燃料保有量の確認	施設内電気機械設備の保護装置等作動	電力会社の復旧見通し把握
15 分後			電気設備緊急点検実施	
30 分後			↓	
60 分後			施設内電気機械設備の保護装置等再設定	
12 時間後		燃料調達		
24 時間後				
48 時間後				
72 時間後	商用電力の供給再開	↓		↓

S-2 通信機能

ア 被害想定

・地震、台風の発生による通信輻輳、基地局損傷等により各携帯電話事業者が携帯電話の音声通話を規制

イ 行動目標

・滞留者に対して、Wi-Fi が利用可能なエリアについて情報提供

ウ 役割分担

<表 2-2-1 関係機関の役割分担>

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
神津島港湾空港管理事務所		・通信規制に係る情報収集	・航空会社へ Wi-Fi 利用可能エリアの情報提供
航空会社			・滞留者へ Wi-Fi 利用可能エリアの情報提供

<表 2-2-2 タイムテーブル>

経過時間	被災状況	対 応 者		
		神津島港湾空港管理事務所		航空会社
自然災害発生	携帯電話の音声通話が規制	施設内通信施設の被害状況の把握・通信規制に係る情報収集		
15 分後			航空会社へ Wi-Fi 利用可能エリアの情報提供	滞留者へ Wi-Fi 利用可能エリアの情報提供
30 分後				
60 分後				
180 分後	滞留者解消			

S-3 上水道機能

ア 被害想定

- ・地震、台風の発生による村水道施設の損傷により上水が供給停止

イ 行動目標

- ・滞留者の飲料水とトイレ用水を3時間分確保

ウ 役割分担

＜表2-3-1 関係機関の役割分担＞

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
神津島港湾空港管理事務所	・受水槽の貯水状況確認 ・配布用飲料水（ペットボトル）50人分確保	・施設内給排水設備の緊急点検 ・ペットボトル配布準備	・施設内給排水設備の応急復旧 ・滞留者、航空会社にトイレ等給排水設備の使用可否に係る情報提供 ・水道事業者（村）に復旧状況を確認

＜表2-3-2 タイムテーブル＞

経過時間	被災状況	対 応 者		
		神津島港湾空港管理事務所		
自然災害発生	水道事業者（村）からの給水停止	施設内給排水設備の緊急点検		
15分後		施設内給排水設備の応急復旧	航空会社、滞留者への情報提供	ペットボトル入り飲料水の配布
30分後		↓	↓	↓
60分後		↓	↓	↓
180分後	滞留者解消	↓	↓	↓

S-4 燃料供給機能

ア 被害想定

- ・地震、台風の発生により電源供給が寸断され給油所が機能停止

イ 行動目標

- ・給油所施設の点検、電源供給の早期復旧をする。

ウ 役割分担

<表 2-4-1 関係機関の役割分担>

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
神津島港湾空港管理事務所	・災害応急対策時の燃料供給に係る取扱事業者との調整	・ターミナルビルの受配電設備の被害状況確認 ・燃料保有量の確認	・電力会社の対応状況等情報収集

<表 2-4-2 タイムテーブル>

経過時間	被災状況	対 応 者		
		神津島港湾空港管理事務所		
自然災害発生	商用電力の供給停止	燃料保有量の確認		電力会社の復旧見通し把握
15 分後			電気設備緊急点検実施	
30 分後			↓	
60 分後				
12 時間後		燃料補給依頼		
24 時間後				
48 時間後				↓
72 時間後	商用電力の供給再開	↓		

S-5 空港アクセス機能

ア 被害想定

- ・地震による倒木等により、空港へのアクセス道路が一部通行不能

イ 行動目標

- ・滞留者を空港施設外に避難させるため、3時間以内に必要なアクセスを確保
- ・24時間以内に緊急物資輸送、広域医療搬送等に対応可能な空港アクセスを確保(一部運用再開)
- ・72時間以内に空港の全面運用再開に向けた空港へのアクセス道路を復旧

ウ 役割分担

＜表2-5-1 関係機関の役割分担＞

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
神津島港湾空港管理事務所	・道路支障物撤去等に係る道路管理者との調整、確認	・空港へのアクセス道路施設の被害状況を確認	・空港アクセス確保に向けた道路管理者への協力要請・調整
航空会社			・滞留者への情報提供

＜表2-5-2 タイムテーブル＞

経過時間	被災状況	対 応 者		
		神津島港湾空港管理事務所		航空会社
自然災害発生	空港アクセス道路が通行不能	被害情報の収集・報告		
15 分後		空港へのアクセス道路の被害状況把握		
30 分後		空港アクセス確保に向けた協力要請・調整	航空会社への情報提供、復旧情報等の提供(随時)	滞留者へ随時被害情報、復旧情報等の提供（随時）
60 分後				
180 分後	滞留解消			
24 時間後	空港アクセス道路の一部開通			
48 時間後				
72 時間後	空港アクセス道路の全面開通	↓	↓	

第5章 外部機関との連携

- ・災害時における応急対策業務等に関する覚書【令和3年6月30日 神津島村】
- ・災害時における応急対策業務等に関する協定書【令和3年6月30日 神津島建設業協会】
- ・災害時における応急対策業務等に関する協定書【令和3年6月30日 南島建設(株)】

第6章 情報発信

(1) 整理すべき情報と担当機関

- ・管理施設の被害及び復旧状況
【神津島港湾空港管理事務所】
- ・地震や津波等の自然災害の状況
【気象庁東京管区気象台東京航空地方気象台】
- ・民間航空機の運航計画及び運航状況
【新中央航空】
- ・旅客ターミナルビルや駐車場の運用状況
【神津島港湾空港管理事務所】
- ・村営バス運行に支障する道路状況
【神津島村】
- ・空港周辺の道路状況
【新島警察署神津島南駐在所】

(2) 情報の集約と発信

- ア 上記(1)で整理された情報を、別表1に記載された連絡先に従って、電子メールにより「A2-HQ」で集約を行うものとする。
- イ 集約した情報を電子メールにより「A2-HQ」の各構成員及び警察機関に提供し、当該情報は現場の担当レベルまで共有させるものとする。あわせて、以下に対しても15分以内の連絡を目標として上記情報を提供すること。
- ・国土交通省航空局災害対策本部
 - ・東京航空局災害対策本部
- ウ 「A2-HQ」が関係機関と調整の上、報道機関等の外部機関に提供する資料を作成し、情報を発信するものとする。
- エ 滞留者への情報提供は、原則として航空会社を介して、神津島空港管理事務所が行う。

第7章 訓練計画

(1) 訓練の実施

「A2-HQ」主催の訓練を、毎年10月を目途に行うものとする。訓練の企画・立案は神津島空港管理事務所が行い、訓練の実施後、アンケート調査を実施するなど、参加機関の要望や提案等を募るよう努めること。

なお、訓練の結果等を踏まえ、必要に応じて「A2-BCP」の改正を行う。

(2) 点検の実施

神津島港湾空港管理事務所は、以下のとおり点検を実施する。

- ア 神津島空港予備自家発電設備管理要領に基づく予備自家発電設備の点検
- イ 受水槽等給水設備の機能点検（年1回）
- ウ 法令点検を要しない非常用機器の動作点検（年1回）

第8章 各施設の担当部署と技術者の配置状況

ア 基本施設

灯火施設

旅客ターミナルビル

- ・神津島港湾空港管理事務所 電気職 1 名
- ・大島支庁神津島出張所 土木職 1 名

イ 無線施設

- ・該当施設なし

ウ 気象観測施設

- ・気象庁東京航空地方気象台